

隣接法律専門職種等に対する A D R 代理権の付与に関する検討の視点等

検討の視点

< 社会的ニーズ >

弁護士以外の者が提供する法的サービスに対する社会的ニーズの存在

弁護士だけでは不十分な**特定の分野の専門的知見**に基づいた助言

コスト面等で弁護士の委任が事実上困難な**少額・簡易事案**での助言

+

< 法律的・専門的能力 >

法的サービスを公正・適確に遂行するに足る能力の具備

一定の**紛争分野**に関する**専門的知識・経験**

代理業務を行うために必要な**法律的能力**や代理人としての**倫理規律**



ADR の拡充・活性化
事案の性格・当事者の事情に
合った代理人の選択を可能に

検討項目

< 固有の業務の内容や紛争解決への関与実績等を踏まえ、職種ごとに、
付与の対象となる範囲・条件に関し、以下の項目等について検討 >

対象となる
紛争の種類

対象となる
紛争の規模

対象となる
ADR機関

弁護士の関与
(共同受任等)

能力担保措置
(研修・試験等)